

2023年1月12日

Baycom 電力サービスご利用者様 各位



電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2022年12月28日、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」という）の事業者として採択されました。本事業に基づき、当社と電気をご契約のお客さまについて、国が定める値引き単価を反映した電気料金を算出することとしましたので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

2. 対象となるお客さま

当社と電気需給契約があるお客さま

※専有部と共用部では値引き単価が異なります。ご注意ください。

3. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の値引き単価を適用して、電気料金を算出いたします。

【専有部における値引き単価】

対象期間	2023年1月（2月検針）～ 8月使用（9月検針） （3月請求分～10月請求分）	2023年9月使用（10月検針） （11月請求分）
値引き単価（税込）	7.0円/kWh	3.5円/kWh

例) でんき使用量 300kwhの場合

2023年2月～9月検針分 300kwh × 7.0円 = 2,100円の値引き

2023年10月検針分 300kwh × 3.5円 = 1,050円の値引き

【共用部における値引き単価】

対象期間	2023年1月（2月検針）～ 8月使用（9月検針） （3月請求分～10月請求分）	2023年9月使用（10月検針） （11月請求分）
値引き単価（税込）	3.5円/kWh	1.8円/kWh

例) でんき使用量 300kwhの場合

2023年2月～9月検針分 300kwh × 3.5円 = 1,050円の値引き

2023年10月検針分 300kwh × 1.8円 = 540円の値引き

4. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客さま向け窓口：0120-013-305（受付時間 9～17時（年末年始を除く））